

例1 科目合格の場合、同一試験区分で合格科目を免除できます。(出願時に申請必須)

出願時に10桁の管理番号を願書に記載することで免除ができます。

管理番号について

「試験結果通知」及び「科目合格のおしらせ」ハガキに印字されてます。
10桁の数字で構成されており、試験区分ごとに異なる番号が発番されます。

最初の2桁は試験区分(01～13までの13区分)となります。

次年度以降^{※1}に免除申請をする場合には、**受験する区分の番号と管理番号の頭2桁が一致していれば免除可能^{※2}**です。
なお、**同一試験区分の受験で、毎年科目合格と不合格を繰り返している場合は、管理番号は変わりません。**ただし、すべての科目合格の有効期限が切れた場合にはその管理番号は消滅します。新たに科目合格した場合は新しい管理番号が発番されます。

※1 科目免除ができる期限について

合格した年の初めから3年以内となっています。平成26年に合格した科目については、平成28年まで免除が可能となります。
これは途中の年(平成27年)に受験申込み又は免除申請を行わなくても効力は失効しません。

※2 管理番号の頭2桁が一致とは

例えば、**水質3種**の区分番号は**(07)**です。07から始まる管理番号であれば免除できます。

下記の様に一部の科目が不合格の場合
管理番号が発行されます。

1年目 水質3種(07)を受験

公害総論 (01)	科目合格
水質概論 (07)	科目合格
汚水処理特論 (08)	科目合格
大規模水質特論 (10)	不合格

例 管理番号; **07** 12345678

2年目(3年目)に**水質3種(07)**を受験する
場合に限り合格科目を免除できます。

公害総論 (01)	免除○
水質概論 (07)	免除○
汚水処理特論 (08)	免除○
大規模水質特論 (10)	受験

例 管理番号; **07** 12345678

水質4種(08)に含まれる試験科目を合格して
いても試験区分を変更して資格取得するこ
とは**できません**。

公害総論 (01)	免除×
水質概論 (07)	免除×
汚水処理特論 (08)	免除×

水質4種(**08**)を免除して資格取得することはできません。

試験区分番号不一致

科目合格は、同一の試験区分のみ有効です。
別の試験区分に変更して免除の申請はできません。

例2 区分合格の場合、合格した試験区分に含まれる科目は免除できます。(出願時に申請必須)

区分合格の場合(=資格取得・合格証書の送付があった受験者)平成18年度以降の国家試験合格者出願時に合格証書に記載されている8桁の番号を願書に記載することで免除ができます。

3年の期限なく免除申請することが可能です。

○水質4種の場合 ※この例では複数区分の受験申請は想定していません。

平成18年

水質4種を受験

公害総論 (01)	科目合格
水質概論 (07)	科目合格
汚水処理特論 (08)	科目合格
区分合格	

例1 平成19年以降※

水質1種に出願し、水質4種の合格(3科目)により免除申請し受験する場合

公害総論 (01)	免除申請
水質概論 (07)	免除申請
汚水処理特論 (08)	免除申請
水質有害物質特論 (09)	受験
大規模水質特論 (10)	受験

例2 平成19年以降※

大気4種に出願し、水質4種と共通の公害総論を免除申請し受験する場合

公害総論 (01)	免除申請
大気概論 (02)	受験
大気特論 (03)	受験
ばいじん・粉じん特論 (04)	受験

公害総論
の免除が可能

合格した区分に含まれる科目は、別の試験区分を受験する際に同一科目名の試験の免除を申請することができます。ただし、出願時に申請を忘れてしまった場合、免除の追加は一切できません。

○特定粉じんの場合 ※※この例では複数区分の受験申請は想定していません。

平成18年

特定粉じんを受験

公害総論 (01)	科目合格
大気概論 (02)	科目合格
ばいじん・粉じん特論 (04)	科目合格
区分合格	

例 平成19年以降※※

大気1種を出願し、特定粉じんの合格により免除申請し受験する場合

公害総論 (01)	免除申請
大気概論 (02)	免除申請
大気特論 (03)	受験
ばいじん・粉じん特論 (04)	免除申請
大気有害物質特論(05)	受験
大規模大気 特論(06)	受験

例 平成19年以降※※

水質4種に出願し、特定粉じんと共通の公害総論を免除申請し受験する場合

公害総論 (01)	免除申請
水質概論 (07)	受験
汚水処理特論 (08)	受験

公害総論
の免除が可能